

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月24日

【会社名】 住友電設株式会社

【英訳名】 SUMITOMO DENSETSU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 坂崎全男

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座2丁目1番4号

【電話番号】 大阪(06)6537 3400(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経理部長 野口亨

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田3丁目12番15号

【電話番号】 東京(03)3454 7311(代表)

【事務連絡者氏名】 東京総務部長 大村知巳

【縦覧に供する場所】 住友電設株式会社東京本社
(東京都港区三田3丁目12番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役賞与支給の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役10名選任の件

磯部正人、坂崎全男、小島亘、辻村勝彦、水流邦夫、野口亨、山崎健二、松下亘、井上育穂及び三野哲治を取締役に選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

垂谷保明を監査役に選任するものであります。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|---|------------|------------|------------|-------|----------------------------|
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 308,796 | 4,580 | | (注) 1 | 可決 97.75 |
| 第2号議案 取締役賞与支給の件 | 304,199 | 9,177 | | (注) 1 | 可決 96.29 |
| 第3号議案 定款一部変更の件 | 313,338 | 38 | | (注) 2 | 可決 99.19 |
| 第4号議案 取締役10名選任の件 | | | | | |
| 磯部 正人 | 286,107 | 27,260 | | | 可決 90.57 |
| 坂崎 全男 | 292,483 | 20,884 | | | 可決 92.59 |
| 小島 亘 | 311,822 | 1,545 | | | 可決 98.71 |
| 辻村 勝彦 | 311,933 | 1,434 | | | 可決 98.75 |
| 水流 邦夫 | 311,932 | 1,435 | | (注) 3 | 可決 98.75 |
| 野口 亨 | 311,917 | 1,450 | | | 可決 98.74 |
| 山崎 健二 | 311,933 | 1,434 | | | 可決 98.75 |
| 松下 亘 | 311,932 | 1,435 | | | 可決 98.75 |
| 井上 育穂 | 308,555 | 4,812 | | | 可決 97.68 |
| 三野 哲治 | 285,225 | 28,142 | | | 可決 90.29 |
| 第5号議案 監査役1名選任の件 | | | | | |
| 垂谷 保明 | 313,221 | 155 | | (注) 3 | 可決 99.15 |
| 第6号議案 退任取締役及び退任 監査役に対し退職慰 労金贈呈の件 | 247,566 | 65,810 | | (注) 1 | 可決 78.37 |

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。